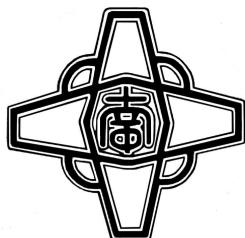


令和7年度

PTA定期総会



審議日■令和7年4月18日(金)

流山市立南部中学校PTA

目 次

第 1 号議案 令和 6 年度事業報告

第 2 号議案 令和 6 年度会計決算報告

第 3 号議案 南部中学校 P T A 会則の一部改正案

第 4 号議案 令和 7 年度本部役員候補者

第 5 号議案 令和 7 年度事業計画案

第 6 号議案 令和 7 年度会計予算案

流山市立南部中学校 P T A 会則案

細則

個人情報取扱規則

P T A 組織図

南部中 P T A 憲章

令和6年度事業報告(1)

月	本部	学年委員会
4	南部中学校入学式 出席 新年度PTA会長・副会長 学校へ挨拶 新入生保護者向け役員決定通知書配布 流山小・流山北小学校入学式 メッセージカード送付 PTA定期総会資料・議決権行使書配信 PTA定期総会(書面開催)審議完了 本部役員新旧役員引継ぎ 第1回本部会議 専門委員会顔合わせ・引継ぎ 総会結果報告配信	委員長、副委員長選出 学年主任・岩瀬先生にご挨拶 (3年生)
5	はぐるま発行に伴う調整 PTAバレーボール大会に向けキッコーマンアリーナとの打ち合わせ 流山市PTA連絡協議会総会 出席 南部地区納涼祭等パトロール地区会議 出席 PTA会費・部活動支援金集金 学年委員引継ぎ 第1回PTA実行委員会 開催 南部地区PTAバレーボール大会 参加校会議 開催 第2回本部会議	集金業務 第1回PTA実行委員会出席 (委員長、副委員長) 高橋先生と卒業対策費の打ち合わせ (委員長・副委員長出席)
6	県PTA総会 出席 南部地区PTAバレーボール大会(幹事校) 南部地区PTAバレーボール大会 反省会 第3回本部会議 広報誌「はぐるま」90号、アンケート発行 実行委員会だより「3кус」1号 発行	
7	子どもの安全を見守るための連絡協議会 出席 <千葉県PTAバレーボール大会>流山市決勝大会 キャプテン会議 出席	
8	青少年社会環境浄化事業 第1回地区活動実行委員会 出席	
9	<千葉県PTAバレーボール大会>流山市決勝大会 運営手伝い 第4回本部会議 第2回PTA実行委員会 開催(書面開催) 青少年社会環境浄化事業 第2回地区活動実行委員会 兼 青少年店舗利用状況調査報告会 出席 緑ボランティア(草刈り) サポート	第2回PTA実行委員会 (書面開催) 出席 市P連バレーボール大会設営お手伝い、応援 緑ボランティア協力
10	体育祭 駐輪場整備 第5回本部会議 実行委員会だより「3кус」2号発行 次年度本部役員希望調査配布 東葛飾PTAバレーボール大会 視察 流山小学校 運動会 出席 市P連会議 出席 第3期流山市教育振興基本計画に関する意見交換会 出席 市P連会議 出席 学校給食共同調理場運営委員会 出席 中間会計監査 まほろば祭 合唱の部 保護者誘導	体育祭駐輪場整備 まほろば祭観覧席誘導
11	第2回南部中学校区学校運営協議会 出席 市P連教育懇談会 出席 青少年社会環境浄化事業 第3回地区活動実行委員会 出席 市P連会議 出席 青少年社会環境浄化事業 かわら版作成	
12	次年度PTA入会調査書配布 第3回PTA実行委員会 開催(書面開催) 緑ボランティア(落ち葉掃き)サポート 市P連会議 出席 青少年社会環境浄化事業 かわら版配布 希望調査集計 (在校生)	第3回PTA実行委員会 (書面開催) 出席
1	第6回本部会議 実行委員会だより「3кус」3号 発行 市P連会議 出席 新入生保護者説明会 出席 PTAバザー 手伝い PTA入会および委員会希望調査配布(新入生)	学年主任 岩瀬先生に今後の確認 (3年生)
2	市P連会議 出席 第4回PTA実行委員会 開催 PTA委員決定通知配付 (在校生) 希望調査集計 (新入生)	第4回PTA実行委員会 出席 卒業式 (花束贈呈等) 打ち合わせ・準備 花束発注・贈呈者の確保確認
3	第7回本部会議 令和7年度事業検討会 実行委員会「3кус」4号 発行 PTA委員決定通知配付 (在校生) 卒業式 出席 流山小学校・流山北小学校卒業式メッセージカード送付 会計監査 修了式・辞校式 出席 バザー用品回収	決算報告内容の確認 卒業式前日 最終確認 花束贈呈・卒業進路対策費報告
備考	・各種文書配布 ・随时打ち合わせ	

令和6年度事業報告(2)

月	サポート委員会	バザー委員会	【令和6年度総括】
4	委員長、副委員長選出 顔合わせ、引継ぎ	委員長、副委員長選出 顔合わせ、引継ぎ 物品回収依頼のお知らせ (スキットメール配信)	<p>■本部・各委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南部地区PTAバレー大会を幹事校として大会運営を行いました。 ・千葉県PTAバレー大会 流山市決勝大会は運営サポートとして参加しました。 ・体育祭では駐輪場整備及び運営のサポートを行いました。 ・まほろば祭 合唱の部では保護者観覧の誘導を行いました。 ・青少年社会環境浄化事業では店舗アンケートに参加し、広報・啓発活動のための南部地区「かわら版」を作成しました。 ・学校支援コーディネーター主催の緑ボランティアへ参加しました。
5	ラインオープンチャット試用、移行完了 第1回PTA実行委員会 出席	第1回PTA実行委員会 出席	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期に実施した部活動支援金のお願いでは¥415,000の収入がありました。 ・3学期に実施したPTAバザーでは¥79,800の売上金がありました。 この売上金は、雑収入として今年度の収入に計上しています。
6	納涼祭パトロール (浅間神社、大杉神社(加岸))		<ul style="list-style-type: none"> ・広報委員は定数に達しなかったため委員会は立ち上がりませんでしたが、学校紹介のための「はぐるま 第90号」は本部にて発行しました。 ・駐輪場増設および屋根設置の工事が来年度行われることが決定しました。
7	大宮神社納涼祭パトロール		
8	納涼祭パトロール(赤城神社)		
9	PTAバレー大会 流山市決勝大会 設営サポート、応援 第2回PTA実行委員会(書面開催)出席	第2回PTA実行委員会(書面開催)出席	<p>■PTAバレー部</p> <p>6月の南部地区PTAバレー大会 準優勝の成績を収めています。</p>
10	体育祭 駐輪場整備 まほろば祭合唱の部 保護者観覧誘導等	第1回バザー物品仕分け作業	
11	市P連防犯協力の家アンケート周知協力	バザー開催案内作成 バザー開催案内配布依頼	
12	緑ボランティア(落ち葉掃き) サポート 第3回PTA実行委員会(書面開催)出席	バザー開催案内配布 第3回PTA実行委員会(書面開催)出席 開催に向け打ち合わせ (当日会場準備、釣銭等準備について)	
1	PTAバザーサポート	PTAバザー開催 バザー協力のお礼と報告 (作成、配信依頼)	
2	第4回PTA実行委員会 出席	第4回PTA実行委員会 出席 バザー協力のお礼と報告 (スキットメール配信)	
3		物品提供のお願い (スキットメール配信)	
備考			

令和6年度 会計決算報告

1. 収入の部

2,744,829 円

(単位:円、▲:マイナス差)

(実収入-予算)

項目	R6年度予算	同年実収入	差額	備考
繰越金	1,126,886	1,126,886	0	
PTA会費	920,000	1,328,000	408,000	665世帯(教職員を含む)
雑収入	13	289,943	289,930	預金利息223円、R5学校協力費残金210,820円、バザー売上金78,900円
合計	2,046,899	2,744,829	697,930	

2. 支出の部

1,487,522 円

(予算-実支出)

項目	R6年度予算	同年実支出	差額	備考
運営費	事務局費	80,000	78,244	1,756 事務備品、本部用スマートフォン使用料(1台)、SDカード、印刷費、PTA保険料負担金
	涉外費	200,000	207,034	▲ 7,034 市県P連負担金、PTAバレー部活動費、駅伝差し入れ、辞校式花束補助、卒業証書ホルダー代補助
	広報	60,000	55,000	5,000 広報「はぐるま」(1回分)発行費用
	学年	5,000	0	5,000
	サポート	4,000	2,244	1,756 飲料代(体育祭)
活動費	部活動補助費	700,000	700,000	0 県大会交通費補助、県大会(以上)参加費、団体登録料、公式試合での部活動消耗品
	学校協力費	200,000	410,000	▲ 210,000 式典生花、印刷機使用料、補習用具、園芸用品、特別支援ふれあいカレンダー(R5学校協力費残金210,000円を含む)
	慶弔費	40,000	35,000	5,000
予備費	757,899	0	757,899	
合計	2,046,899	1,487,522	559,377	

※ PTAが募っている部活動支援金は、PTA会計を通さず全額学校へお渡ししています。

3. 差引残高 1,257,307 円

2,744,829円(収入額) - 1,487,522円(支出額) = 1,257,307円(差引額)

4. 次年度繰越金 1,257,307 円

上記の通り報告いたします。

令和7年3月17日

会計 出嶋 佑太

会計 奈良崎 めぐみ

会計 川崎 恵里奈

5. 令和6年度 会計監査報告

令和6年度の收支会計を監査しましたところ、関係書類及び帳簿類が

適正であることを認めます。

令和7年3月17日

会計監査 佐々木 敦子

会計監査 杉山 由江

南部中学校 P T A 会則の一部改正案

新旧対照表

現行	改正後	理由
<p>・会則 第6章・第14条 役員は本会の会員から立候補者及び推薦を募り、本人の同意を得て総会の承認をもって決定する。選考は役員会にて行う。</p>	<p>役員は本会の会員から立候補者及び推薦を募り、本人の同意を得て総会の承認をもって決定する。選考は役員会にて行う。会則で定める役員数を満たせない場合は、追加選考を行い、臨時総会での承認をもって決定する。</p>	役員候補者が見つからない場合の対応について追加する。
<p>・会則 第6章・第15条 役員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。補充のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>役員の任期は次年度定期総会までとする。ただし再選を妨げない。補充のため選任された役員の任期も次年度定期総会までとする。</p>	定期総会日程により1年とならない場合があり、また、役員候補者が見つからない場合の追加選考に対応して任期を次年度定期総会までとする。

第4回実行委員会において変更についての承認をいただいております。変更された内容につきましては、後掲の細則をご確認ください。

令和7年度 本部役員候補者

<u>南部中PTA会長</u>	きむら はじめ 木村 創 (市PT連役員担当)
<u>副会長</u>	ますだ いづみ 増田 いづみ
<u>副会長</u>	やまぎし よしこ 山岸 佳子
<u>副会長</u>	たちかわ のりこ 太刀川 紀子
<u>庶務</u>	すだ ゆいこ 須田 結子
<u>庶務</u>	あおき まみ 青木 真美
<u>会計</u>	かわさき えりな 川崎 恵里奈
<u>会計</u>	ささや かなこ 笹谷 加菜子
<u>会計</u>	かしわぎ たかよし 柏木 孝介
(本校教頭)	
<u>会計監査</u>	すぎやま よしえ 杉山 由江
<u>会計監査</u>	ささやま みほ 笹山 美穂

令和7年度事業計画案(1)

月	本部	学年委員会
4	南部中学校入学式出席 流山小学校・流山北小学校入学式 お祝いメッセージカード送付 PTA定期総会 開催 第1回本部会議 南部地区PTAバレーボール大会 参加校会議 参加	委員長、副委員長選出 卒対費用打ち合わせ（3年生）
5	広報誌「はぐるま第91号」発行 PTA会費・部活動支援金集金 第1回PTA実行委員会 開催 <千葉県PTAバレーボール大会>流山市予選大会 キャプテン会議 参加 第2回本部会議 納涼祭地区会議 出席 通学路合同パトロール 参加 流山市PTA連絡協議会総会 出席 PTA保険契約更新手続き 実行委員会だより「3くス」1号発行	集金業務、顔合わせ、引継ぎ 第1回PTA実行委員会 出席
6	県PTA総会 出席 南部地区PTAバレーボール大会 涼祭等パトロール（大杉神社（加岸））	
7	子どもの安全を見守るための連絡協議会 出席 納涼祭等パトロール（浅間神社、大宮神社（加台大杉神社））	
8	青少年社会環境浄化事業 第1回地区活動実行委員会 出席 納涼祭等パトロール（赤城神社）	
9	<千葉県PTAバレーボール大会>流山市決勝大会 第3回本部会議 第2回PTA実行委員会開催（書面開催） 実行委員会だより「3くス」2号発行 青少年社会環境浄化事業 第2回地区活動実行委員会出席 次年度本部役員希望調査 緑ボランティア（草取り）サポート	第2回PTA実行委員会（書面開催）出席
10	体育祭 協力 第4回本部会議 流山小学校・流山北小学校 運動会出席 中間会計監査 部活動支援金集金 まほろば祭協力	
11	市P連教育懇談会 出席 千葉県研究大会 匝瑳大会 青少年環境浄化事業 第3回地区活動実行委員会出席 青少年環境浄化事業、かわら版作成	
12	第3回PTA実行委員会開催（書面開催） 実行委員会だより「3くス」3号発行 次年度PTA入会有無確認及び委員会活動希望調査（在校生） 緑ボランティア（落ち葉掃き）サポート 冬休みパトロール	第3回PTA実行委員会開催（書面開催）出席
1	第5回本部会議 新入生保護者説明会出席 次年度PTA入会有無確認及び委員会活動希望調査（新入生） PTAバザー 協力	
2	第4回実行委員会 開催 実行委員会だより「3くス」4号発行	第4回実行委員会 出席 卒業式用花束について、打ち合わせ（3年生）
3	第6回本部会議 令和8年度事業検討会 南部中学校卒業式出席 流山小学校・流山北小学校卒業式（お祝いメッセージカード送付） 会計監査 修了式・辞校式出席（花束・メッセージカード贈呈） バザー用品回収	卒業式花束贈呈、卒対費用収支報告（3年生）

令和7年度事業計画案(2)

月	サポート委員会	バザー委員会	広報委員会
4	委員長、副委員長選出 顔合わせ、引継ぎ	委員長、副委員長選出 顔合わせ、引継ぎ バザー用品回収依頼	
5	第1回PTA実行委員会 出席	第1回PTA実行委員会 出席	
6	PTAバレーボール大会応援 納涼祭等パトロール（大杉神社（加岸））		
7	納涼祭等パトロール（浅間神社、大宮神社（加台大杉神社））		
8	納涼祭等パトロール（赤城神社）		
9	第2回PTA実行委員会（書面開催）出席 バレーボール大会応援 緑ボランティア（草取り）サポート	第2回PTA実行委員会（書面開催）出席	
10	体育祭駐輪場整備 バレーボール大会応援 まほろば祭手伝い	バザー用品仕分け作業	本年度は発足の定数に満たなかったため、委員会の発足なし
11	第3回PTA実行委開催（書面開催）出席	第3回PTA実行委開催（書面開催）出席	
12	冬休みパトロール 緑ボランティア（落ち葉掃き）サポート	バザー用品仕分け作業 バザー打ち合わせ ・バザー開催のお知らせ配布	
1	冬休みパトロール PTA/バザー手伝い	PTA/バザー開催 バザー協力の会計報告配信	
2	第4回実行委員会 出席	第4回実行委員会 出席	
3			

令和7年度 会計予算案

1. 収入の部

(単位 円)

項目	予算額	備考
会費 ※1	900,000	2,000円/年 × (家庭数410世帯+教職員40人)
繰越金	1,257,307	前年度繰越金
雑収入	223	預金利息
合計	2,157,530	

2. 支出の部

(単位 円)

項目	予算額	備考
運営費	事務局費 140,000	事務用品・本部事務備品・Wi-Fi環境整備代・印刷費(トナー、紙代)・PTA保険料負担金・携帯代
	涉外費 200,000	市P連負担金・PTAバレー部活動費及び備品代・駅伝差し入れ代・辞校式花束代・卒業祝費(卒業証書ホルダー補助、花代)
	広報 60,000	広報「はぐるま」発行費用等
	サポート 3,000	飲料代(体育祭等)
活動費	部活動補助費※2 700,000	県大会交通費補助・県大会参加費・団体登録料・公式試合での部活動消耗品等
	学校協力費 200,000	式典の生花・教職員コサージュ・講演会講師・特別支援ふれあいカレンダー・補修用具・園芸用品等
	慶弔費 40,000	会員の慶弔・退職祝金
	予備費 814,530	
合計	2,157,530	

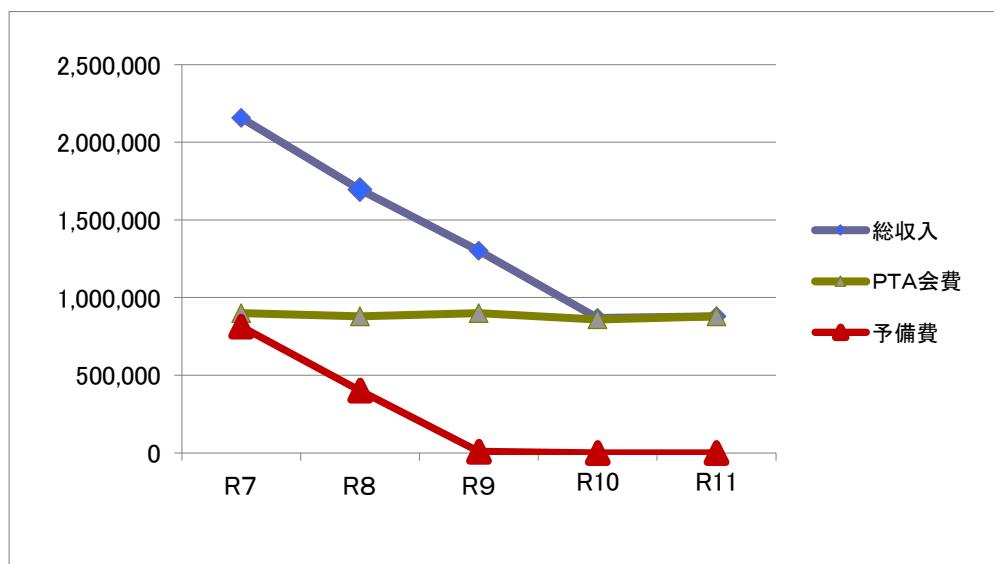
※1 家庭数は約60%の410世帯にて算出しました。

※2 PTA予算内の部活動補助費は、主に県大会の交通費や大会参加費に使用され、

PTAが募っている部活動支援金は、別途賛助してくださる方からの募金であり、部活動の消耗品等の費用に使われています。

※3 家庭教育講習会は市で一括して行われることになりました。それに伴い、運営費から削除されました。

予算推移(R7～R11年度)



※令和7年度の予定支出内容、及びPTA加入率にて年度推移を推計した結果、
令和9年度で予備費が無くなる為、支出内容については見直す必要があります。

流山市立南部中学校 P T A 会則案

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は流山市立南部中学校 P T A と称する。

第2条 本会の事務局は流山市立南部中学校におく。

第2章 目的及び活動

第3条 本会は保護者と教職員が協力して、学校と家庭と地域社会における生徒の価値ある成長をはかることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の活動をする。

1. 生徒の生活及び教育環境をよくする。
2. 学校と家庭との連携を密接にし、生徒の生活を援助する。
3. 会員は相互の親睦をはかり研修に努める。
4. その他、目的達成のために必要なことに協力する。

第3章 方針

第5条 本会は教育を本旨とする団体として次の方針に従って活動をする。

1. 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の宗教や政党にかたよらず、また、営利を目的とする活動を行わない。
3. 本会は役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 本会は学校人事及び管理運営に干渉しない。

第4章 会員

第6条 本会の会員は流山市立南部中学校に在籍する生徒の保護者及び教職員とする。

第7条 本会の会員は会費を納めるものとする。

第8条 本会の会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第5章 会計

第9条 本会の活動に要する経費は、会費並びに寄付金及びその他の収入によって支払われる。

会費は一会員年額 2000 円とする。但し、中途入退会の場合は、会費に関する細則による。

第10条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第12条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第6章 役員

第13条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名以上
3. 庶務 1名以上
4. 会計 2名以上（保護者 1名以上、教職員 1名）
5. 会計監査 2名

第14条 役員は本会の会員から立候補者及び推薦を募り、本人の同意を得て総会の承認をもって決定する。

選考は役員会にて行う。会則で定める役員数を満たせない場合は、追加選考を行い、臨時総会での承認をもって決定する。

- 第15条 役員の任期は次年度定期総会までとする。ただし再選を妨げない。補充のため選任された役員の任期も次年度定期総会までとする。
- 第16条 会長は会務を総理し、本会を代表する。
- 第17条 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- 第18条 庶務は本会の記録書類の保管、会議の議事の整理、その他庶務事項を担当する。
- 第19条 会計は総会で承認された予算に基づいて、その収支の会計経理を行う。
- 第20条 会計監査は本会の会計を監査し、総会にその結果を報告する。

第7章 実行委員会

- 第21条 実行委員会は、会長、副会長、庶務、会計、学年委員長、学年副委員長、専門委員長、専門副委員長をもって構成し、総会で決議された事業計画及び予算に則り会務の審議運営にあたる。
- 学年正副委員長、専門正副委員長については役員会に事前の届出をすることによって代理人を出席させることができる。
- 第22条 実行委員会は、会長が必要と認めたとき招集し、議長は副会長があたる。
- 第23条 実行委員会は、委員の3分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決することはできない。
- 第24条 実行委員会は、総会の議決事項を除く会務に関する事項及び総会に提出する議案を審議議決することができる。
- 第25条 実行委員会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第8章 総会

- 第26条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
- 第27条 総会は定期総会及び臨時総会とし、招集による決議又は書面（電磁的記録を含む）による決議のいずれの方法に基づくかは会長が決定する（効力はどちらも同じ）。
1. 定期総会は新年度開始後速やかに開催する。
 2. 臨時総会は実行委員会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったときに開催する。
- 第28条 総会は委任状又は議決権行使書も含めて会員現在数の3分の1以上がなければ、会議を開き決定することができない。会員現在数は、当該総会を開催する日の属する月の初日を起算日として計算する。
- 第29条 総会の議事は、参加者の過半数をもって決定する。
- 第30条 総会の議事録は総会で選任される議事録作成人が作成し、当該議事録作成人及び同じ総会で選任された議事録署名人1名が署名押印した後、役員会において保管する。

第9章 役員会

- 第31条 役員会は、会長、副会長、庶務、会計をもって構成し、会長が隨時招集して実行委員会に付議すべき事項及びその他会務運営に必要な事項を協議実施する。

第10章 組織及び運営

- 第32条 本会運営のため、学年委員会、専門委員会を常置し、必要に応じて臨時に委員会を設置することができる。
- 第33条 学年委員会は、役員会にて決定された必要委員数をもって構成し、学級及び学校の活動にあたる。
- 第34条 学年委員長、副委員長は互選により選出する。
- 第35条 専門委員会は、各委員会6名以上の委員をもって構成する。
- 第36条 専門委員長、副委員長は互選により選出する。

第37条 専門委員会は次のことを行う。

1. 広報委員会
会報の発行に関すること。
2. サポート委員会
学校行事サポート、家庭及び地域社会教育の推進、行政等関係機関との連携による家庭及び地域社会における健全かつ安全な生活の支援に関すること。
3. バザー委員会
本会が主催者となるバザーの企画・立案・運営に関すること。

第38条 校長は学校管理並びに教育上のことに関し、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

第39条 本会に顧問をおくことができる。顧問は役員会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第11章 会員の個人情報の取り扱い

第40条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

付 則

1. 本会の運営に関して必要な細則は、この会則に反しないかぎりにおいて実行委員会の議決を経てさだめる。
2. 実行委員会において細則を制定し、又は改廃した場合は、その結果を次の総会に報告しなければならない。
3. 本会則は、昭和44年4月19日より実施する。
4. 平成11年4月27日会則「第6章・第14条」、「第8章・第27条」一部改正し実施する。
5. 平成12年4月28日会則「第6章・第13条」一部改正し実施する。
6. 平成16年4月26日会則「第5章・第9条」、「第8章・第26条-1」一部改正し実施する。
7. 平成24年4月23日会則「第10章・第31条」一部改正し実施する。
8. 平成28年4月21日会則「第10章・第35条」一部改正し実施する。
9. 平成29年4月20日会則「第6章・第13条、第16条、第18条」「第7章・第21条、第24条、第25条」「第8章・第28条、第30条」「第9章・第31条」「第10章・第35条、第37条、第38条、第39条」一部改正し実施する。
10. 平成30年4月19日会則「第6章・第14条」「第10章・第37条-2」一部改正し実施する。
11. 令和2年4月22日会則「第7章・第21条」「第10章・第35条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条」一部改正し実施する。
12. 令和3年4月22日会則「第8章・第27条、第28条、第29条」一部改正、「第11章・第40条」新設し実施する。
13. 令和3年11月1日会則「第6章・第14条」「第10章・第33条・第37条」一部改正し実施する。
14. 令和4年4月20日会則「第5章・第9条」一部改正し実施する。
15. 令和5年4月19日会則「第10章・第35条」一部改正し実施する。
16. 令和5年11月29日会則「第2章・第3条」「第4章・第6条」一部変更し実施する。
17. 令和7年4月18日会則「第6章・第14条、第15条」一部変更し実施する。

細 則

〈慶弔〉

本校の生徒並びに会員には、下記の基準により慶弔の意を表す。

第1条 該当額及び運用方法は次のとおりとする。ただし、これに対する一切の返礼を略する。

(1) 慶事

結婚	5000 円	教職員のみ
----	--------	-------

(2)弔事

死亡	5000 円	会員及びその配偶者
	10000 円及び供花	生徒、教職員

(3) 館別

年度末の異動・退職	花束補助(一括 30000 円)	教職員のみ
-----------	------------------	-------

贈呈の有無は生徒会に準ずる。

退職	5000 円祝金又は記念品	教職員のみ
----	---------------	-------

特別なときは、役員会において協議決定する。

(4) お見舞い

会員などの傷病による長期入院、不慮の災害及び天災火災のため、甚だしく損害を被ったときはそのつど役員会において協議決定する。

第2条 慶弔規定にない不測の場合は、役員会が協議し、緊急の場合は、会長・副会長の協議により行う。

〈会費〉

第3条 転入生等中途入退会については次のとおりとする。

前期転入(4月～9月)2000円

後期転入(10月～3月)1000円

年額 2000 円とする。

返金は特別な事情が無い限り原則行わない。

〈実行委員会〉

第4条 成立しなかった委員会は欠員扱いとする。

〈専門委員会〉

第5条 規定人数に満たない場合は、当該年度は活動休止とする。

年度途中に規定人数に達した場合は、年度途中より再開する。

付 則

- ・平成 10 年 4 月 27 日一部改正し「(2)、口」施行する。
- ・平成 11 年 4 月 27 日一部改正し「(2)、二」施行する。
- ・平成 11 年 4 月 27 日「(2)、出産項目」削除し施行する。
- ・令和 4 年 2 月 17 日慶弔館別見舞に関して新たに規定(イ、ロ、死亡ハ、結婚ニ、転退職一律の分類を改廃)一部改正し「(3)、(4)」、「会費・第3条」新設し施行する。
- ・令和 5 年 4 月 19 日実行委員会、専門委員会に関して新たに規定、施行する。
- ・令和 5 年 11 月 29 日細則の慶事の「弔事」の欄、「教師」を「教職員」とし、追加する。

〈個人情報取扱規則〉

第1条 目的

この規則は、流山市立南部中学校 P T A（以下「本会」）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営をはかるため、個人の権利と利益を保護することを目的に、個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

第2条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 管理者

本会における個人情報の管理者は、会長とする。

第4条 取扱者

本会における個人情報の取扱者は、役員及び各委員会の委員長又は委員長が指名する者とする。

第5条 秘密保持義務

個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 収集方法

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

第7条 周知

個人情報取り扱いの方法は、総会資料で会員に周知する。

第8条 利用

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 委員選出及び役員等の推薦活動
- (2) 役員、委員会等の名簿の作成
- (3) 広報誌、P T Aからの配布物、学校ホームページへの掲載
- (4) 文書等の配布
- (5) P T A会費及び部活動支援金の集金業務、管理業務
- (6) 行事への参加確認

第9条 利用目的による制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

第10条 管理

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第11条 保管及び持ち出し

個人情報を取り扱う情報端末については、セキュリティに注意して適切な状態で保管し、持ち出す場合は、電子メール等での送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。個人情報が紙に記載されたものは、鍵のかかる場所で保管するなどして紛失や盗難に留意する。

第12条 第三者提供の制限

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第13条 第三者提供に係る記録の作成等

本会は、個人情報を第三者（学校を除く）に提供するとき（第12条の場合を除く）は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

第14条 第三者提供を受ける際の確認等

本会は、第三者（事業者）から個人情報の提供を受けるとき（第12条の場合を除く）は、次の項目について記録を作成し保存する（学校及び個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

第15条 情報の開示

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第16条 漏えい時等の対応

個人情報を漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第17条 研修

本会は、取扱者に対して個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施する。

第18条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

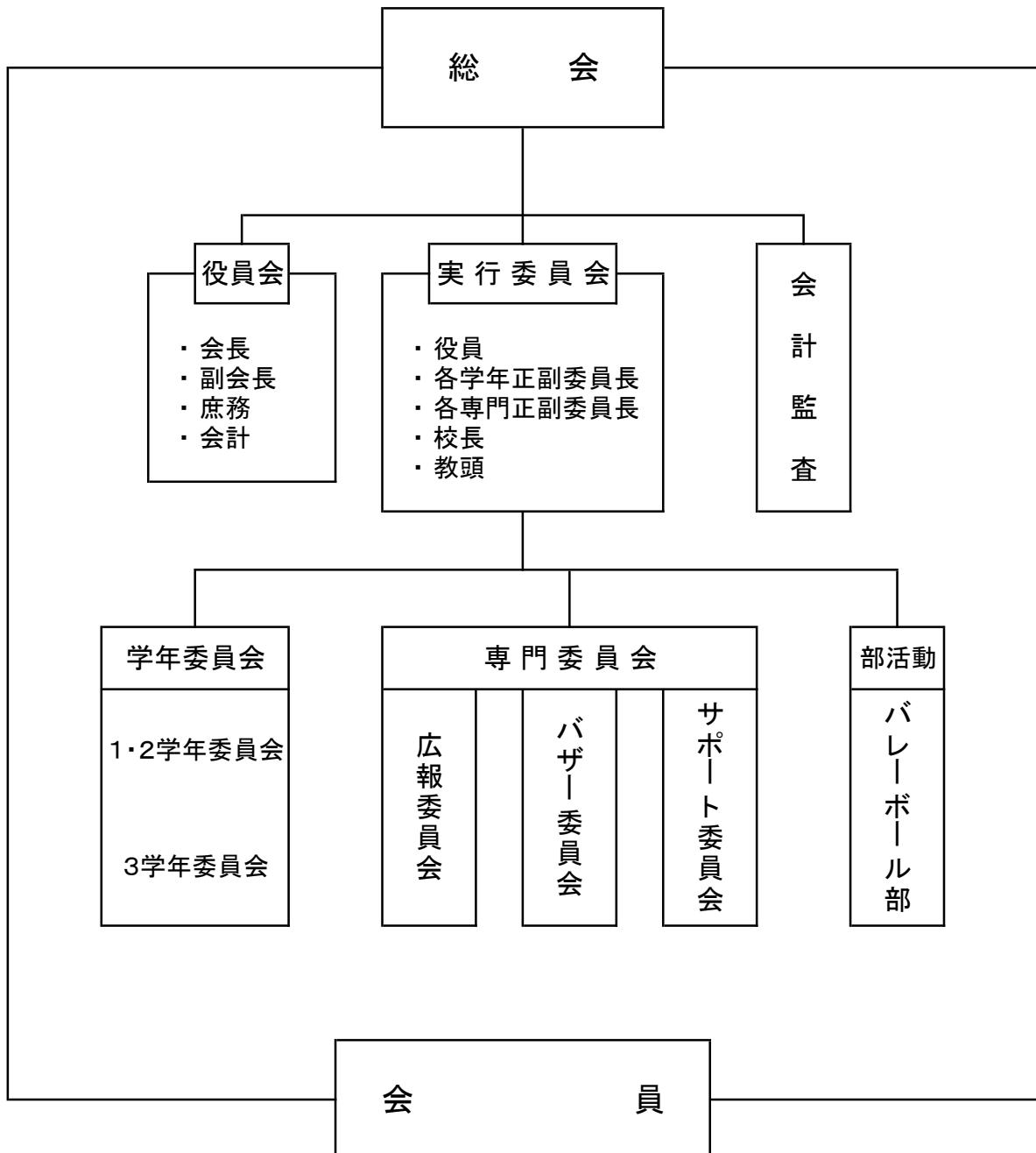
第19条 改定

法令の改正又は実務上の不備が発生した場合は、実行委員会において審議し承認をもって本規則を改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員に周知するものとする。

付 則

- ・本規則は、令和3年4月22日より施行する。

PTA組織図



※令和7年度は、広報委員会は定員不足のため発足なし。

南部中PTA憲章

私たち親や教師は子どもの最善の利益を考え、ここに南部中PTA憲章を制定する。下記のことを実施、実現するために努力することをここに宣言する。

1. 子どもの教育について第一義的責任は親であることを自覚しましょう

子どもに基本的な生活習慣を身につけさせること。また、その行動の責任は親であることを認識し、子どもの良き理解者となるよう努めましょう。

2. 学校や教師の批判は子どもの前では決してしないようにしましょう

子どもと教師の信頼関係なくして教育は成り立ちません。学校や教師に何か意見のある場合は直接、担任や校長と話し合いましょう。話し合いが問題解決の糸口となり、さらなる信頼関係を築きます。

3. 子どもからの相談にはきちんと答えましょう。また、親・教師もその都度子どもに相談しましょう

親や教師は、子どもの心のよりどころとなることが本来の姿です。子どもからの相談には、時間をあけずにその時答えましょう。そのことで子どもは安心し、自信をもって生活することができます。

また、親や教師もことある毎に子どもに相談しましょう。家族の一員である子どもに家族行事のことなど相談することも大切です。さらに教師も学校行事のことなど積極的に子どもと相談ていきましょう。相談されることで子どものやる気を引出し、より深い信頼関係を築きます。

4. 子どもの基本的な生活環境を守りましょう

食事や睡眠といった子どもの基本的な生活環境を整えることは、親として責任を持って行わなければなりません。子どもが規則正しい生活をおくることは健康に生活することの基本です。

5. 親は責任を持って子どもに社会的ルールを教えましょう

社会で生活する一員として責任ある態度で生活するための決まりを教えましょう。

6. 親は子どもの通う学校に关心を持ちましょう

学校での行事に積極的に参加し、学校の状況を知っておきましょう。また、学校からの手紙(学校だよりなど)にも目を通しておくことも大切です。子どもとの会話を充実させるためにも親が学校を知っておくことは必要なことです。

7. 親や教師は子どもに流山の歴史を語りましょう

自分たちの住む地域の歴史を知ることで郷土愛が大きく育ち、責任と自信が持てます。